

成績評価に対する異議申立てについて

1. 学生は、成績評価に関し、次の各号に該当すると判断した場合は、所属する学部長に対し異議を申立てることができます。

なお、成績評価の理由や根拠に関する申立ては、認められません。

- (1)成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われるもの。
- (2)シラバス(授業案内)等により学生に周知している達成目標及び成績評価の方法に照らして、明らかな誤りがあると思われるもの。

2. 学生は、前記に定める異議申立てを行う場合は、定められた期間内に「成績異議申立書」を所属学部の教務担当窓口へ提出してください。

なお、「成績異議申立書」は、所属学部の教務担当窓口において配付します。

3. 「成績異議申立書」を提出した学生には、定められた期間に、結果を通知します。

4. 成績評価に対する異議申立て期間等に関する詳細については、各学期の試験・補講期間前に所属学部の掲示板に掲示します。(五福キャンパスの教養教育科目については、共通教育棟A棟1階の掲示板にも掲示します。)

不明な点があれば、所属学部の教務担当窓口で確認してください。